

《 事務所ニュース 2015年2月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

年金額伸び率0・9%に…実質的に目減り 平成27年4月～ (読売新聞)

厚生労働省は2015年1月30日、2015年度の公的年金の支給額が、原則として前年度比0・9%増になると発表した。

年金抑制策「マクロ経済スライド」の初適用で伸び率が0・9%抑制され、本来の伸びの半分にとどまった。年金額は賃金や物価ほど伸びないことになり、4月分から額は増えても、実質的には目減りする。

年金額は毎年度改定され、賃金・物価の変動率に応じて増減する。15年度の年金は、過去の賃金上昇率が平均2・3%増だったことをそのまま反映させれば、2・3%増となる。しかし、現在の年金額は0・5%分「払い過ぎ」の状態だ。払い過ぎ解消後の本来の伸びは1・8%で、マクロ経済スライドの0・9%を差し引けば、全体で0・9%の伸び率となる。

この結果、4月から、自営業者らの国民年金(満額)は月6万5008円(前年度比608円増)、会社員らの厚生年金は、夫婦2人の標準的な世帯で月22万1507円(同2441円増)となる。年金は4、5月の2か月分が、6月にまとめて支払われる。

※ マクロ経済スライドとは

物価や賃金の上昇率に伴って伸びる年金額を抑制する仕組み。伸び率から一定の「調整率」を差し引く。調整率は少子高齢化の進展度合いで決定される。物価や賃金の伸び率がマイナスになるデフレ下では実施されない。

特定期間該当届・特例追納が始まります！ (平成27年2月～)

年金の第3号被保険者の記録に「不整合」があるときの特定保険料の納付申込が2月1日から始まります。本年2月1日より、年金の「不整合期間」がある方について、特例追納の申込みが始まります。特例追納の保険料納付は、本年4月1日から3年間の時限措置と

なっていますので、忘れずにお手続きをお願いします。申込みいただいた方に4月上旬から納付書を送付します。

○この制度は、実態は国民年金の第1号被保険者であったにもかかわらず届出をしていなかったために、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れ、その分の保険料が納付できなくなったことにより、年金受給資格を失ったり、年金額が減ったりするおそれのある方のための特例措置です。「不整合期間」を有している方でも、所定の手続きをすれば年金の「受給資格期間」に算入できます。○「不整合期間」とは、国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとなっている期間を言います。

○この不整合期間を有する方は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」(特定期間該当届)を提出していただくことが必要です。この特定期間該当届を提出いただいた場合は、不整合期間を年金の受給資格期間に算入することとなります。

(注) この期間は「年金の受給資格期間として算入される期間(いわゆる、カラ期間)」として扱われるものの、保険料が納付されていないため、支給される年金額には反映されません。

○さらに、不整合期間分の保険料を納めて年金額を増やしたい場合は、お申込みをしていただくことによって最大10年分の保険料を納付し直すこと(特例追納)ができます(平成30年3月31日までの時限措置)。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談 (急増中)

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)